

# 生活科学 センター だより

男性も増加！

## 脱毛エステのトラブル

脱毛エステのトラブルが全国的に増加している中、当センターにも、複数の相談が寄せられています。脱毛エステのトラブルの内容はさまざま多岐に渡ります。

### 【トラブルの種類】

- 広告に掲載されている値段よりはるかに高額なプランを契約させられた。
- お試し体験後に強引に契約を迫られ、契約してしまった。
- 効果を感じられない。
- 肌が荒れたので、中途解約を申し出たが、できないと言われた。
- 「〇年間脱毛し放題」「回数無制限」など長期間の施術を前提とするコースで途中解約・精算をするときにトラブルが生じた。
- 通っていた店舗が閉鎖にな

ハイ！  
神崎郡消費生活  
中核センター  
相談員です



り、突然遠い店舗へ変わるように言われた。

- 通い放題プランを契約したが、予約が取れない。
- 突然会社が倒産し、返金を希望するがなかなか返金されない。

### 【トラブル防止のポイント】

- ① 「お試し施術」「月額〇〇円」など気軽さや低価格を強調した広告だけで判断しないようにしましょう。
- ② 「今日だけ割引」などと急かされ、強引に契約を迫られてもきっぱりと断りましょう。
- ③ 分割払いの場合は、手数料を含めた金額や、分割払いの期間を必ず確認してください。
- ④ 施術が終わった後や契約終了後も支払が続く場合があります。
- ⑤ 脱毛の効果には個人差があるため、説明された期間・回数を通えば必ず満足するかどうかは一概に言えない面があります。契約は慎重に検討し

ましよう。

- ⑤ 長期間に渡る契約では、脱毛機器が肌に合わなかったり、事情が変わって通えなくなったりと、解約せざるを得ない状況も想定されます。都度払いができる店やコースも検討しましょう。
- ⑥ クーリング・オフできる場合があります。特定商取引法の特定期限の役割提供に該当するエステティックサービス

の契約であれば、特定商取引法に定める契約書面を受け取った日から数えて8日間以内であれば、書面または電磁的記録（メールやファックス）により、クーリング・オフをすることができま

クーリング・オフ期間を過ぎても、中途解約をして返金を求めることができる場合があります。

少しでも不安に思ったら、早めに神崎郡消費生活中核センターか、消費者ホットライン188に相談しましょう。

消費生活の相談や問い合わせ、苦情は、神崎郡消費生活中核センターへ  
(☎22・4977)

秘密厳守 相談は無料  
相談日時 火～金曜日  
9時～16時

(月曜日は休館日)

## 食育通信

～旬の食材を活用する～



生産技術や流通の向上により、季節に関係なく、1年を通して多彩な食材を簡単に手に入れることができます。しかし、野菜などは本来収穫できる食べ頃となる時期“旬”があります。旬の食材を使って料理をすると、季節を感じられる楽しい食卓となります。

旬の食材には、新鮮で美味しい・ビタミンやミネラルなど栄養価が高い・価格が安いといったメリットがあります。そのメリットを生かすことは、わたしたちの健康にも役立ちます。

また、食材を使い切ることは食品ロス削減にもつながります。例えば、新鮮なうちに食べ切る、ピクルスやジャムなどの保存食にする、冷凍していたトマトをそのまま煮込み料理に応用するなど、さまざまな活用で美味しく食べることができます。

生活科学センターでは食育推進のため、すぐに家庭で役立つ料理教室を開催していますので、ぜひご参加ください。

## JR福崎駅で エレベーターの 利用が開始されます

JR西日本が実施していた「JR福崎駅バリアフリー化事業」が完了します。エレベーターは車いす対応型11人乗りで、上下ホームにそれぞれ1基ずつ設置されます。ご利用は3月18日発売からを予定しています。詳しくはJR西日本のHPをご確認ください。  
(まちづくり課)

## お知らせ

# 介護用品購入費助成 布団クリーニング助成

在宅介護を支援し、負担の軽減を図る目的で費用の助成をします。

	介護用品購入費	布団クリーニング
対象者	福崎町に在宅で ①要介護4以上の人	福崎町に在宅で ①要介護3以上の人
	②福崎町重度心身障害者(児)介護手当受給者	
申請できる人	上記対象者本人、もしくは同居またはそれに準じる状態で対象者を介護している人	
助成額	年間18,000円まで	年間6,000円まで
	○令和4年4月1日～令和5年3月31日に支払った費用が対象です。 ※入院中または入所中に購入した介護用品、使用した布団は対象外です。	
申請方法	○申請書は役場福祉課窓口またはホームページで入手できます。	
	領収書(宛名、品目の記載があるもの)もしくは内容の分かるレシートを添付してください。	宛名が書いてある領収書を添付してください。
提出期間	令和5年4月14日(金)まで	

問い合わせ先 福祉課 高年福祉係(内線365)

## 有効期限は3月31日まで

# 福祉医療費受給者証の 更新・資格喪失について

### 更新

#### ■乳幼児等医療費受給者証 (小学3年生)

小学3年生の子どもは、4月から「こども医療費受給者証」に切り替わります。3月下旬に、こども医療費受給者証を郵送(普通郵便)しますので、旧乳幼児等医療費受給者証は有効期限後、役場ほけん年金課へ返却してください。

### 資格喪失

#### ■こども医療費受給者証 (高校3年生)

#### ■母子家庭等医療費受給者証 (18歳の子およびその監護者)

こども医療を受給している高校3年生・母子家庭等医療を受給している18歳の子の保護者に3月下旬に資格喪失届を送付します。

返信用封筒を同封していますので、有効期限後、資格喪失届と福祉医療費受給者証を役場ほけん年金課へ返却してください。

問い合わせ先

ほけん年金課 医療年金係(内線356)

## 資源ごみの分別にご協力を!

### マナーを守ろう

ごみは、指定された収集日当日の朝8時30分までに、ごみステーションに出してください。決められた時間以外にごみを出したり、収集日以外にごみが出されていると、ごみステーションが不衛生になり、周辺の人にも迷惑がかかります。ごみ出しのマナーを守り、清潔で快適な環境づくりを心がけましょう。

#### ●空カン・空ビン

- 福崎町の資源ごみ専用袋(青色)に入れて出してください。
- 容器の中はさっと水洗いし、**空カン、空ビンは必ず別々の袋に分けて**ください。
- 空カンと空ビンが同じ袋に入っているもの、また容器の中身が残ったままのものは収集できません。
- 空ビンのふたやキャップははずして、プラスチック製の物はプラスチック製容器包装で、金属製の物は不燃ごみで出してください。
- 貼ってあるシール類は、はがす必要はありません。
- 飲食物が入っていたものに限りです。家庭用カセットボンベやスプレー缶は穴を開けて、化粧品や薬品が入っていたビンは中身を空にして、不燃ごみで出してください。



#### ●ペットボトル

- 福崎町の資源ごみ専用袋(青色)に入れて出してください。
- ラベル、キャップははずして、プラスチック製容器包装で出してください。(キャップリングは、はずす必要はありません。)
- ボトルはさっと水洗いして、かさばらないように足で踏みつぶして、袋に入れてください。



#### ●古紙(新聞紙・雑誌類・ダンボール)

- 種類別に分けて、ひもで十字に縛って出してください。
- 折り込みチラシは新聞紙と一緒に縛ってください。
- 雑誌類は、本、マンガ、週刊誌、辞書、カタログなどです。
- ダンボールは、断面が波模様の紙を厚紙ではさんだものです。ボール紙、厚紙はミックスペーパーで出してください。
- 子ども会、PTAなどが行う集団回収にできるだけ協力ください。



問い合わせ先 住民生活課(内線373)

# 令和5年 福崎町の区長が 決まりました

(2月1日現在・敬称略)

自治会名	区長名
<b>田原地区</b>	
長目	後藤 守芳
中島	牛尾 正明
西光寺	竹本 繁夫
八反田	松岡 忠幸
吉田	難波 成光
西野	藤本 和弘
井ノ口	藤川 千博
北野	埴岡 秀和
辻川	鈴木 健文
田尻	内藤 勢一
大門	三輪 和幸
加治谷	柳田 智宏
亀坪	河嶋重一郎
<b>八千種地区</b>	
南大貫	前田 泰良
東大貫	岡 幸司
西大貫	埴岡 徹
余田	松岡 光夫
小倉	難波 孝裕
庄	西井 敏幸
鍛冶屋	中塚 保彦
<b>福崎地区</b>	
新町	志水 順
馬田	森藤 孝一
山崎	安田 正
駅前	高松 繁樹
福田	尾崎 幸忠
田口	豊國 明仁
板坂	平岡 護
桜	吉高 平記
長野	大杉 博
神谷	大野武二郎
西谷	栗原 勝志
西治	志水 利雄
高橋	松本 清孝

※一部、4月改選の自治会  
があります。

(総務課)

## 国民年金

令和5年度の国民年金保険料は  
**月額16,520円です** (納付期限：翌月末)

保険料は前納 (まとめて前払い) がお得です

納付書による現金納付の保険料

6か月前納	
対象	令和5年4月～令和5年9月分 (上期) または令和5年10月～令和6年3月分 (下期)
保険料	98,310円 (毎月納付より810円の割引)
1年前納	
対象	令和5年4月～令和6年3月分
保険料	194,720円 (毎月納付より3,520円の割引)
2年前納	
対象	令和5年4月～令和7年3月分
保険料	387,170円 (毎月納付より14,830円の割引)

前納の申込方法

- ・6か月及び1年前納の納付書は、通常の納付書とあわせて4月上旬に発送されます。
- ・2年前納の納付書の発送を希望する場合は、年金事務所に電話等でお申し込みください。
- ・納付期限は、令和5年4月末です (6か月前納の下期は10月末)。
- ・納付書による前納は、任意の月から年度末までの分を指定することもできます。専用の納付書が必要ですので、年金事務所までお問い合わせください。

問い合わせ先 姫路年金事務所 ☎079-224-6382

## 駅前駐車場をご利用ください

福崎駅前周辺には、町営の駐車場が2か所あります。駅前東駐車場は入場2時間以内は無料です。駅周辺にお出かけの際はご利用ください。

### ①駅前西駐車場 (定期及び時間貸し)

【場所】福崎町福田225番地1

【使用料】

◆定期：4,400円/月 (随時受付)

◆時間貸し：1時間100円

(午前1時まで上限400円)

### ②駅前東駐車場 (時間貸し)

【場所】福崎町福田384番地1

【使用料】1時間100円 (午前1時まで上限400円)

\*入場2時間以内は無料。入場2時間を超え3時間までは300円。

【定期駐車申し込み・問い合わせ先】まちづくり課 管理係 (内線333)



# 町職員の給与や職員数を公表します

町職員の給与は、生活費、並びに国、他の地方公共団体の職員及び民間企業の従事者の給与等を考慮して、町議会の議決を経て条例で定めています。また、町長、議長及び特別職の報酬等は、町内の各種団体の代表者等によって構成される特別職報酬等審議会の意見を聴いて、町議会の議決を経て定めています。職員の給与等の状況を広くみなさんに知っていただくために、その概要を公表します。

## 1. 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (R4.1.1現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B÷A)	前年度 人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和3年度	18,857	9,412,908	252,062	1,688,821	17.9	15.4

- (注) 1.人件費には、一般職員の給与、特別職の給料・報酬、共済組合負担金等が含まれています。  
2.実質収支=歳入総額-(歳出総額+翌年度へ繰り越すべき財源)  
3.令和2年度から会計年度任用職員も含んでいます。

## 2. 職員給与の状況（普通会計決算）

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり給与費 (B÷A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
令和3年度	129	497,358	88,254	196,844	782,456	6,066

- (注) 1.職員手当には児童手当、退職手当を含みません。  
2.職員数は令和3年4月1日現在の人数です。

## 3. 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

(令和4年4月1日現在)

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
福崎町	325,450円	42.3歳	348,200円	55.7歳
国	323,711円	42.7歳	286,570円	51.1歳

- (注) 1.一般行政職とは、特別職、税務職、看護・保健職、福祉職、企業職及び技能労務職を除いたものです。  
2.技能労務職とは、運転員、作業員などです。  
3.令和4年度福崎町のラスパイレース指数(国家公務員の給料を100として算出する)は98.5となっています。

## 4. 職員の初任給の状況

(令和4年4月1日現在)

区分		福崎町	国
一般行政職	大学卒	182,200円	182,200円
	高校卒	150,600円	150,600円

## 5. 職員の経験別・年数別・学歴別標準給料月額の状況

(令和4年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	266,500円	300,600円	352,600円
	高校卒	221,500円	266,500円	300,600円

## 6. 一般行政職の級別職員数の状況

(令和4年4月1日現在)

区分	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計	
標準的な職務内容	技監 町参事	課長	課長 副課長	課長補佐 係長	主査	主事	主事		
職員数(人)	3	10	8	30	35	8	4	98	
構成比(%)	3.0	10.2	8.2	30.6	35.7	8.2	4.1	100.0	
参考	1年前の構成比	1.0	12.0	7.0	29.0	37.0	10.0	4.0	100.0

- (注) 1.職員数は、福崎町給与条例にもとづく給料表の級区分による職員数です。  
2.標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



# 税務課からのお知らせ

## 固定資産縦覧帳簿の縦覧について

納税者等は、自己の土地家屋について、他の土地や家屋と評価額を比較し、適正であることを確認することができます。

■縦覧のできる範囲（記載されている内容）

- ・土地価格等縦覧帳簿  
所在、地番、地目、地積、価格
- ・家屋価格等縦覧帳簿  
所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格

■縦覧場所 福崎町役場 税務課

■縦覧期間 4月1日～5月31日  
(土・日曜日、祝日を除く)

■縦覧できる人

- ・土地、家屋の固定資産税の納税者、納税管理人
- ・納税者と同一世帯の親族
- ・委任状を有する代理人

■持参するもの

- ・本人確認書類（免許証、マイナンバーカード等）
- ・代理人の場合は委任状（委任状は要印鑑）

## 固定資産課税台帳の閲覧について

納税義務者等は、自己の資産について、固定資産課税台帳に記載された事項を確認することができます。

■閲覧できるもの 固定資産課税台帳（名寄帳）

■閲覧できる人

- ・土地、家屋、償却資産の固定資産税の納税義務者、納税管理人
- ・納税義務者と同一世帯の親族
- ・委任状を有する代理人

- ・借地、借家人等の利害関係人（※当該部分のみ閲覧可）

■借地人・借家人が閲覧できる範囲

- 借地人…借りている土地の所有者名、所在、地番、地目、地積、価格、課税標準額
- 借家人…借りている家屋の所有者名、所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格及びその敷地である土地の所有者名、所在、地番、地目、地積、価格、課税標準額

■持参するもの

- ・本人確認書類（免許証、マイナンバーカード等）
- ・代理人の場合は委任状（委任状は要印鑑）
- ・借地、借家人等の利害関係人の場合は、賃貸物件の明記された契約書等の利害関係がわかる書類

## 固定資産の価格に係る不服審査

固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある納税者は、福崎町固定資産評価審査委員会に不服の審査を申し出ることができます。この審査の結果、固定資産課税台帳に登録された価格が固定資産評価基準に照らして不適当なものであることが認められると、価格が修正され、税額が修正されることとなります。

■審査申出期間

固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の公示日（通常4月1日）から納税通知書の交付を受けた日後3か月を経過する日までに、文書をもって審査の申し出をすることができます。

## Q 家屋を取り壊しました。固定資産税

はどうなりますか？また、手続きはどのようなにしたらよいですか？

A 固定資産税は、毎年1月1日に所在する家屋に課税されます。したがって、取り壊された年は課税となりますが、翌年からは課税されなくなります。しかし、未登記の家屋を取り壊したり、登記された家屋であっても滅失登記がされていない場合は、壊したことを把握することが困難です。税務課資産税係へ「とりこわし家屋報告書」を提出し、取り壊しの状況を報告してください。報告書を提出されなかった場合は、固定資産税が賦課され続ける場合がありますので、ご注意ください。

## 軽自動車税について

廃車・譲渡手続きはお早めに！

令和5年4月1日現在、軽自動車等（原動機付自転車、小型特殊自動車、ミニカー等）を所有している人には、令和5年度軽自動車税（種別割）が課税されます。

所有者が町外に転出したときや、車両を廃車・譲渡したときは、すみやかに廃車手続きをしてください。

また、盗難や故障等で使用していない車両であっても、廃車手続きをしていない場合は課税対象となります。該当する所有者は令和5年3月末までに廃車手続きをしてください。

手続きに必要なものについては税務課までお問い合わせください。

軽自動車税について 管理係（内線343）

固定資産税について 資産税係（内線344・346）